

# 平成 29 年度定期監査(後期)結果報告書

平成 29 年 11 月

港区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した平成 29 年度定期監査（後期）の結果を、同法同条第 9 項の規定により、次のとおり報告します。

平成 29 年 11 月 27 日

港区監査委員

高橋元彰

同

徳重寛之

同

鵜飼雅彦

## 《目 次》

第 1	監査対象部局及び実施期間	1
第 2	監査の概要	1
1	監査の主な観点	1
2	監査対象施設	2
第 3	監査の結果	2
1	指摘事項	2
2	意見事項	5

## 第1 監査対象部局及び実施期間

対 象	期 間
芝地区総合支所 麻布地区総合支所 赤坂地区総合支所 高輪地区総合支所 芝浦港南地区総合支所 みなと保健所	平成 29 年 8 月 30 日～9 月 29 日

## 第2 監査の概要

### 1 監査の主な観点

#### (1) 予算の執行について

- ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 予算の執行は、適法かつ合理的に行われているか。
- ウ 事務処理は、適正に行われているか。

#### (2) 収入事務について

- ア 調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
- イ 徴収・収納事務は、適正に行われているか。

#### (3) 支出事務について

- ア 支出は、予算目的に沿って行われているか。
- イ 支出の手続きは、適正か。

#### (4) 現金・金券の取扱い、保管について

- ア 現金・金券の取扱いは、適正に行われているか。
- イ 現金・金券の保管・管理は、適正に行われているか。

#### (5) 契約事務について

- ア 契約の方法は、適正か。
- イ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
- ウ 契約は、適正に履行されているか。

(6) 財産管理事務について

- ア 財産の管理は、適切に行われているか。
- イ 物品の購入は、計画的かつ効率的に行われているか。
- ウ 施設の維持管理は、適切に行われているか。

## 2 監査対象施設

所 管	名 称
高輪地区総合支所	豊岡児童館、白金台児童館、高輪児童館 高輪保育園、伊皿子坂保育園、白金保育園

## 第3 監査の結果

予算の執行、収入、支出、現金・金券の取扱い及び保管、契約、財産管理等に関する事務は、おおむね適正に行われていたと認められる。

しかしながら、一部に次のような指摘事項と意見事項が見受けられたので、今後の事務処理及び事業執行にあたっては是正されることを望むものである。

なお、軽易な事務上の誤りについては、関係職員にその都度、是正や改善を行うよう口頭で指導した。

### 1 指摘事項

(1) 事案専決規程に基づく決裁処理の指導について

【企画経営部 企画課】

定期監査（後期）対象部局の平成 28 年度の支出負担行為に関する事業原議等について、区長決裁の事案を保健所長決裁で処理したもの みなと保健所 1 件、副区長専決の事案を保健所長決裁で処理したものみなと保健所 1 件、総合支所長・保健所長専決の事案を課長決裁で処理したもの 芝地区総合支所 1 件、麻布地区総合支所 1 件、赤坂地区総合支所 1 件、高輪地区総合支所 2 件、みなと保健所 1 件、計 8 件あった。

この他、物件の売払いに関する売却原議等について、総合支所長・保健所長専決の事案を課長決裁で処理したもの 芝地区総合支所 1 件、みなと保健所 1 件、国庫支出金及び都支出金の受入に関する事業原議等について、保健所長専決の事案を課長決裁で処理したもの みなと保健所 8 件、寄付受領に関する歳入原議等について、副区長専決の事案を課長決裁で処理したもの 芝地区総合支所 1 件、総合支所長専決の事案を課長決裁で処理したもの 芝地区

総合支所1件、計12件あった。

この件は、昨年度の定期監査後期において指摘としたところであるが、昨年度は18件であったものが、本年度は区長決裁の事案を保健所長決裁で処理した事例も含め20件と増加している。

企画経営部では、本年度前期の定期監査の指摘を踏まえ、平成28年11月に通知した「事案専決規程違反ゼロ絶対実現計画」を補強するとともに、平成29年8月からポータルグループウェアの連絡掲示板機能を使い全職員に周知し、併せて、全部課長と文書主任である各課庶務担当係長に対して注意喚起の庁内メールを送付するなど、周知徹底を図っているが、いまだ十分な効果をあげていない。

事案専決規程は、事務処理のルールを定める区の根幹となる規程である。組織を所掌し、事務処理改善を全庁的に推進する企画経営部として、決裁処理が確実に改善されるよう、誤った処理を行った所管課はもとより、全所管部局に対して、更なる指導を徹底すべきである。

## (2) 事案専決規程に基づかない決裁処理について

【みなと保健所 健康推進課】

「港区事案専決規程」では、200万円以上の負担金、補助及び交付金の事業原議は区長決裁とされているが、「平成28年度集合契約による特定健康診査受診費用助成事業の実施について」（決裁日平成28年6月21日、負担金、補助及び交付金支出予定額3,330,000円）に関しては、保健所長決裁で処理されていた。

本件は事案の重大性に鑑み、区長が直接決裁すべき案件とされているにもかかわらず、保健所長が決裁したものである。

組織として事務管理の適正化を図るとともに、保健所長、課長、係長は事案専決規程に基づく決裁区分を再確認し、適正な事務処理を行うべきである。

## (3) 事案専決規程による決裁区分の事業原議の作成について

【芝浦港南地区総合支所 管理課】

「平成28年度港区放課GO→クラブ事業「放課GO→クラブしばうら」サポーター事業の実施について」実施原議については、報償費の単価は記載されていたが、事業規模を示す支出予定金額の記載はなく課長決裁となっていた。

しかし、年間支出額は320,000円であった。

支出負担行為に係る事案については、事業の内容及び事業の規模に応じて専決権者を定めることにより、支出負担行為を行う内部的権限と責任の範囲を明らかにするものである。事業実施の際は、支出予定額を明示し、事案専決規程に基づき総合支所長決裁とすべきである。

(4) 不適切な調定処理について

【赤坂地区総合支所 管理課】

「行政財産使用許可に伴う光熱水費の調定について (赤坂支所／公衆電話)」については、平成 27 年度分を年度末に調定すべきところ、歳入の調定が遅れ、平成 29 年 3 月 29 日 (決裁日) に調定処理を行っていた。

本件は、事務処理を怠ったことにより、平成 27 年度の収入とすることができなかつたものである。調定の手続きは、会計事務規則に基づき、遅れることなく適正な事務処理を行うべきである。

(5) 支出に係る証拠書類の取扱い等に関する指導について

【会計室】

定期監査 (後期) 対象部局の平成 28 年度の支出に係る証拠書類 (見積書、請書兼検査証兼請求書、納品書等) において、鉛筆で記載されていたものが 7 件、納品書等原本を保存していないものが 11 件、履行等確認日から支出命令書の起票日まで 3 か月以上かかったものが 8 件、また、備品については、保管場所が不明確なものが 1 件あった。

会計事務に関しては、これまでも職員の経験年数や職層等に応じた説明会を実施し、適正な事務処理の徹底に取り組んできたと理解しているが、十分な改善には至っていない。

会計書類の適切な作成と迅速な処理について、誤った処理をした所管課はもとより、全所管部局に対して、更なる指導を徹底すべきである。

また、現金出納簿の記載等の誤りが 20 か所以上あり、記載方法等の周知も徹底すべきである。

(6) 施設の安全管理について

【高輪地区総合支所 管理課】

白金台いきいきプラザは、併設施設である白金台児童館を含めて平成 28 年 6 月 21 日に実施したガス設備定期点検で、「警報器の有効期限が過ぎているので、取替をおすすめします。」との報告を受けていたが、施設の所管課である管理課に報告していなかった。施設所管課は、指定管理者が管理する施設、設備等の保守点検結果報告書は基本協定で定める点検の翌月 10 日までに提出するよう指定管理者を指導するとともに、施設の安全・安心に関わることは、迅速かつ的確に対応し、施設の安全管理を徹底すべきである。

(7) 施設の設備点検報告書の確認について

【高輪地区総合支所 管理課】

各いきいきプラザの各設備保守点検結果報告書については、平成 28 年 9 月分まで基本協定で定める点検の翌月 10 日までに提出されていなかった。施設の安全管理の観点から、施設の設定点検報告書は、実施した月の月次報告書で提出させ確認を行い、適切な施設管理

を徹底すべきである。

(8) 保守点検における設備の不良内容への対応について

【芝浦港南地区総合支所 管理課】

平成28年7月26日実施のしばうら保育園の自家用電気工作物点検において、「始動用蓄電池は2002年製につき取り替えを要望。メーカーによる推奨寿命は2009年」とあるが対応していなかった。

また、平成28年9月2日実施の非常用自家発電装置点検において、

「冷却水ゴムホースに硬化、ヒビ割れが認められる。早期の交換が必要。」「燃料噴射弁、漏油シール用ラバーパッキンが硬化切損しており交換が必要。」とあるが対応していなかった。

施設の安全を確保するためには、設備が正常に作動するよう維持することが極めて重要である。保守点検結果における指摘事項に対しては、早急に対処し、施設の安全管理を徹底すべきである。

## 2 意見事項

(1) 助成金の使途の確認について

【芝地区総合支所 協働推進課】

区政70周年記念事業助成金の交付において、助成対象団体の懇親会を対象としているものがあつた。助成対象事業収支決算書では、飲食に関する記載はなく屋形船使用料として310,000円の記載がされており、船宿の領収書が添付されている。(領収書の但書欄は空欄) 助成金交付要綱別表では助成対象外経費として「飲食に要する費用」が記載されている。

今後の助成金・補助金の交付決定にあたっては、書類の形式上の確認はもとより、具体的な使途内容の聞きとりを行うなど、経費区分を明確にし、交付要綱に基づき適正な事務処理をされたい。

(2) 補助事務の適正な処理について

【高輪地区総合支所 協働推進課】

「港区補助金等交付規則」では、補助事業等の完了の予定期日を記載した申請書を提出させることとしているが、「平成28年度港区町会等掲示板設置補助金の交付決定について」については、交付申請書・決定通知書に工事期間(予定)が記載されていないものが5件あつた。

補助金等の交付に際しては、当該交付規則に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。



(3) 業務委託の確認事務について

【麻布地区総合支所 管理課】

「港区立飯倉いきいきプラザ電灯設備改修工事実施設計業務委託」においては、受託事業者から、設計図の原図他を提出させているが、課長までの確認を行っていなかった。

成果品を確認することは委託業務の実施状況を確認し適切な管理をするとともに、支出処理の前提となるものである。業務完了の確認を確実に行うよう努められたい。

(4) 業務委託の確認事務について

【麻布地区総合支所 協働推進課】

「測量委託（現況測量）」においては、受託事業者から、現況図等の図面を提出させているが、課長までの確認を行っていなかった。

成果品を確認することは委託業務の実施状況を確認し適切な管理をするとともに、支出処理の前提となるものである。業務完了の確認を確実に行うよう努められたい。

(5) 業務委託の確認事務について

【みなと保健所 保健予防課】

「エイズ普及啓発事業委託（お台場学園港陽中学校）」においては、受託事業者から報告書を提出させているが、課長までの確認を行っていなかった。

報告書を確認することは委託業務の実施状況を確認し適切な管理をするとともに、支出処理の前提となるものである。業務完了の確認を確実に行うよう努められたい。

(6) 指定管理施設の業務実績報告書の確認について

【赤坂地区総合支所 管理課】

赤坂子ども中高生プラザの平成28年度業務実績報告書について、課長までの確認を行っていなかった。

実績報告書を確認することは指定管理者が行った1年間の業務が、協定書等に定められた要求水準を満たしているか否かを確認し、月次モニタリングを含め、その結果を次年度の管理運営に反映させるものである。報告書の確認を確実に行うよう努められたい。

(7) 芝・ネイチャー大大学校について

【芝地区総合支所 協働推進課】

小・中学生が、自治体間交流を行っている茨城県阿見町を定期的に訪問し、都心では体験できない農作業体験等を通じ環境学習を行うことや、現地の人々との交流を通じて世代間交流等ふれあいの機会を充実させることを目的して「芝・ネイチャー大大学校（農作業体験）」を行っている。事業内容としては、日帰り年4回現地を訪問し農作物の作付け・収穫体験をすることで、食物の大切さを理解し、自然環境の重要性と保全に関する知識を学

ぶこととしている。こうした農作業等体験は平成20年度の開始からすでに9年が経過している。今後も、相互の地域の活性化を目指すなどの全国連携の趣旨を踏まえた検証をしながら、事業を進めることが必要である。

また、平成28年度は経費としてNPO法人への委託料やバスの借上料などで約224万円を支出している。参加者一人当たり、年4回の参加で約5万9千円程度の経費に対し参加費は無料としている。参加者の経費負担については、事業の目的を達成するために区が負担すべき経費等の考え方を明確にし、公平性・経済性・有効性等の観点から、継続的に見直しを図ることが必要である。

#### (8) 麻布地区地方交流事業について

【麻布地区総合支所 管理課】

地域の人々が主体的に続けてきた地方都市との地域間連携活動を側面支援するとともに、地域活動に接点の少ない区民にとっても、地域が歴史的に深めてきた交流活動に関わる機会を増やし、区民協働スペースを拠点としたコミュニティの活性化を図る等の目的で、地方交流事業を行っている。その一環として、東麻布商店会と山形県舟形町との交流事業を支援している。事業内容は、里山トレッキング、農作業体験、川遊び等舟形町の自然を生かした体験学習を行い、現地の子どもと保護者達との交流を図ることとしている。平成27年度の開始から3年が経過している。今後も、相互の地域の活性化を目指すなどの全国連携の趣旨を踏まえた検証をしながら、事業を進めることが必要である。

また、平成28年度は経費として業務委託経費やバスの借上料などで約238万円を支出している。参加者一人当たり約6万1千円程度の経費に対して、参加費1万円を徴収している。参加者の経費負担については、事業の目的を達成するために区が負担すべき経費等の考え方を明確にし、公平性・経済性・有効性等の観点から、継続的に見直しを図ることが必要である。

#### (9) 広げよう交流の輪～自治体間交流～について

【赤坂地区総合支所 協働推進課】

地域にゆかりのある自治体の子どもたちとの相互の訪問を通じた交流事業を行い、互いの歴史文化等をはじめとした体験や学びを通じて相互の理解を深め、地域間の交流を促進させることを目的として、「田舎の夏休み体験教室」を行っている。事業内容は、小学生が、自治体間交流を行っている岐阜県郡上市を訪問し、郡上市の豊かな自然を体験し地域に伝わる文化や伝統芸能を学ぶ中から、子どもたち自身があらためて港区の歴史・文化等を学ぶこととしている。こうした訪問事業は平成21年度の開始から8年が経過している。今後も、相互の地域の活性化を目指すなどの全国連携の趣旨を踏まえた検証をしながら、事業を進めることが必要である。

また、平成28年度は経費として引率者謝礼や運營業務委託料などで約492万円を支出し

ている。参加者一人当たり約8万6千円程度の経費に対し、参加費は1人1万3千円を徴収しているが、負担額の考え方が明確ではない。参加者の経費負担については、事業の目的を達成するために区が負担すべき経費等の考え方を明確にし、公平性・経済性・有効性等の観点から、継続的に見直しを図ることが必要である。

(10) 自治体間交流促進事業について

【芝浦港南地区総合支所 協働推進課】

平成22年に日本初の南極探検隊が芝浦（現埠頭公園）を出航して100周年を迎えたのを契機に、南極探検隊隊長であった白瀬陸軍中尉の出身地である秋田県にかほ市と交流を図り、豊かな自然等を体験することで子どもたちの健全な育成に寄与することを目的として「秋田県にかほ市夏休み自然体験教室」を実施している。事業開始から8年が経過している。今後も、相互の地域の活性化を目指すなどの全国連携の趣旨を踏まえた検証をしながら、事業を進めることが必要である。

また、平成28年度は経費として業務委託経費や鉄道団体券費用などで約42万円を支出している。参加者一人当たり約2万8千円程度の経費に対し、参加費7,000円を徴収している。参加者の経費負担については、事業の目的を達成するために区が負担すべき経費等の考え方を明確にし、公平性・経済性・有効性等の観点から、継続的に見直しを図ることが必要である。

(11) 臨時職員の有給休暇について

【高輪地区総合支所 管理課 高輪児童館】

臨時職員に係る有給休暇は、任用してから6か月が経過した日に有給休暇を付与し、その後は1年経過ごとに付与するとしている。しかし、有給休暇を付与した後、6か月を経過した日に再度有給休暇を付与し、当該臨時職員はこの有給休暇を取得したため、賃金が過払いとなった。

所管課からは、過払いとなっている賃金については、当該臨時職員から返還させる旨の報告を受けている。

臨時職員の有給休暇の付与に際しては、適正な事務処理を行うよう徹底されたい。